

令和 6 年度

雄武町行政執行方針



雄武町長 高橋 健仁

令和 6 年第 3 回雄武町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と重点的な施策について申し述べます。

私は、昨年 9 月の雄武町長選挙におきまして、町民の皆さんの温かいご支援とご支持を賜り、初当選の栄に浴し、町政の重責を担うこととなり、身の引き締まる思いで毎日を過ごしているところでありますが、早くも 6 か月が経過しようとしております。町民の皆さんの「生命」と「暮らし」を守る行政の責任者として、就任にあたり掲げました「たしかな未来を創る！」の実現に向けて、町政運営に全力で取り組んでいるところであります。

さて、昨今の世界情勢に目を向けてみますと、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻という紛争から 2 年余りが経過しましたが、今もなお、ウクライナでは激しい攻防が続いております。さらに、イスラエルとイスラム原理主義勢力ハマスとの戦闘も激化し、多くの尊い命が失われています。連日報道されている痛ましい映像を目にするたびに、心を痛めているところであります。

一方、国内に目を向けてみますと、新型コロナウイルス感染症については、昨年 5 月に感染症法上の位置付けがインフルエンザと同等の 5 類に引き下げられ、日常生活及び社会経済活動についても徐々にコロナ禍以前の状態に戻りつつありますが、エネルギー価格の高騰に伴う物価高や中国による日本産水産物の輸入停止などにより、私たちの暮らしにも影響がおよんできておりますので、状況に応じたきめ細かな支援や対策を適時実施し、町民の皆さんの生活を全力で守ってまいります。

また、元日には、能登半島で地震が発生し、石川県を中心に甚大な被害が生じ、200 人を超す尊い命が失われております。犠牲となられましたすべての方々に深い哀悼の意を表します。雄武町では、これまでも有事に向けた備えの重要性を認識し、各種対策を実施しているところでありますが、今一度、自然災害等に対する対応に万全を期すための備えの充実を図ってまいります。

昨年末に国立社会保障・人口問題研究所が、将来推計人口を発表しました。その中で雄武町の 2050 年の人口は、2,298 人という大変ショッキングな数値が示されたところであります。全国的に急激な人口減少や少子高齢化が一段と加速化・深刻化することが予想されており、生産・消費活動の縮小による地域経済の活力低下、税収の減少、社会保障の増加による財政のひっ迫、地域コミュニティの崩壊など、地域経済や住民の

生活に様々な悪影響を与えることが推測されております。しかしながら、雄武町には、総合的な「地域力」があると確信しておりますので、その中心となる農業、漁業、林業といった第1次産業を基幹として、地域経済を発展させるとともに、産業連関する第2次産業及び第3次産業へとしっかりとつなぎ、経済を循環発展させることを進め、さらに人材確保のための支援策を講じ、転入者の増加による社会減の改善を図るなど、総合計画の主要指標である人口をしっかりと意識した施策を行い、人口減少対策を進めてまいります。

地域のことは住民に一番身近な地域において決める必要があり、そのためには、まちづくりを担う町職員についても、地方分権や多様化する行政ニーズに的確に対応できるようにするため、知識と経験を積んでいくことが重要と考えております。また、魅力ある職場づくりをしていくことで新規採用職員の獲得にもつながっていくと考えておりますので、研修をはじめとして、対外的な経験を充実させていくとともに、人事交流等についても機会を捉え実施検討を進めてまいります。さらに、近年の横断的かつ多角化する地域政策要請に的確に対応していくために、行政組織機構を見直し、行政運営の効率化を図ってまいります。

本町の行政運営にあたりましては、町の最上位の計画であります雄武町総合計画にもとづいて進めておりますが、あわせて、私が掲げる「たしかな未来を創る！」というまちづくりの大きな指針のもと、それを具現化していくための「地域の暮らしを守り、健やかで安心なまちづくりをめざす」、「来て見て感じ、集いと賑わいをつくるまちづくりをめざす」という2つの施策テーマの実現に向け全力を尽くしてまいります。以下、雄武町総合計画の政策目標ごとに主要な基本施策について、ご説明申し上げます。

1 連帯感を高める協働のまち

◎町民主体のまちづくりの推進

社会環境の変化や社会の成熟化に伴い、地域の課題や町民ニーズは、多様化・高度化してきていることから、町民と行政が相互理解と信頼関係のもとに、さらなる連携を深めながら、地域力を活かした行政運営を図っていくことが求められております。

町民主体のまちづくりを推進するためには、自助・共助・公助という補完性の原則を基本にしつつ、町民一人ひとりが創意と工夫に満ちた活動を推進しながら、積極的に行政運営に参画し、協働してまちづくりを進めていくことが重要であります。

令和6年度は、「第6期雄武町総合計画後期基本計画」の2年目の年となりますが、まちの将来像として定めた「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」に向かって、これからの雄武を生きる町民が、町の将来に夢を抱き、新しい種をまき、大きく育てられるまちづくりを目指してまいります。

行政情報の発信にあたりましては、主に町広報紙及び町公式ホームページを活用し、町民との情報共有を進めているところでありますが、今後においては、デジタル化の急速な進展により、SNSによる情報発信がより重要性を増してきておりますので、社会のデジタル化に対応した取組みの一層の推進を図ってまいります。

町民の関心の高い財政情報については、分かりやすい構成による予算書や決算書の配付を継続するほか、情報量が多大となる総合計画及びまち・ひと・しごと総合戦略などの各種計画をはじめ、事務事業評価や施策評価などの行政評価調書などについては、電子媒体の有利性を活かし、町公式ホームページにおいて継続して公表するなど、町民との情報共有を図りながら、町民の意見を的確に捉え、行政運営に反映してまいります。

自治会は、町民が主体的に地域づくりに参加するための基盤として重要な役割を担っておりますが、未加入者の増加や役員の担い手不足などの問題が表面化してきており、今後いかにして、事業活動や地域コミュニティの継続を図っていくかが大きな課題となっております。こうした課題の解決に向け、各自治会に対する支援策として、防犯灯電気料金への全額補助、環境整備や自主防災力強化のための自主的な活動に対する支援などを継続し、自治会機能の維持向上を図ってまいります。

●多様な交流の促進

交通や情報通信など、交流基盤の急速な進展により、地域を越えて人や物、情報などの交流が活発になってきております。

特に他の自治体との交流は、相互に異なった文化を地域にもたらし、新しい活力を生み出すことが期待できるとともに、交流が深まることによって、想定外の効果を得ることも多く、まちづくりの大きな契機になることもありますので、今後も多様な交流を促進していく必要があります。

このため、本町出身の方々や本町にゆかりのある方々と交流を深める札幌・東京雄武会とのふるさと交流を継続的に実施するとともに、これまでの長い歴史で培った佐賀県武雄市や栃木県益子町との交流については、民間団体における交流事業にも支援をしながら実施してまいります。

移住・定住対策については、お試し暮らし住宅を増設して、新たな交流を創出しながら、交流人口の拡大を図るほか、空き家バンク制度の効果的な活用により、本町への移住・定住を促進してまいります。また、地域おこし協力隊については、人口減少を克服するとともに、移住・定住や地域の活性化につながる重要な施策でありますので、これまでの「行政連携型」に加え、事業拡大や新規事業への挑戦を希望している民間企業や事業主へ派遣する「企業研修型」や地域資源を活用して事業の立上げを行う「起業型」など、多様な地域おこし協力隊の活用に向けた取組みを進めていくとともに、適切な予算措置のもと、増員に向けて積極的な人材確保を図ってまいります。

◎効果的・効率的な行政経営

総合計画については、「PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクル」により進行管理をしながら、目指す将来像に向かって政策を着実に推進していくとともに、行政評価制度については、総合計画、財政計画、予算編成と連動させた上で、施策・事務事業における評価指標にもとづく検証を行い、継続的な改善を進める仕組みを確立してまいります。また、総合計画後期基本計画の中間年度である令和7年度に向けて、実施計画事業の抜本的なアセスメント（再評価）などを実施し、総合計画の着実かつ堅実な推進を図ってまいります。

財政関係では、財政健全化法にもとづく健全化判断比率については、いずれも健全段階の数値を維持しておりますが、今後とも中長期的な展望に立って健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。また、原油価格や電気料金を含む物価高騰により、町民の生活に大きな影響を受けておりますが、国や北海道の対応をはじめ、町内の経済状況も見極めながら、適時必要な対策や地域経済の活性化を図ってまいります。

ふるさと応援寄附金については、返礼品の提供事業者の協力やインターネット寄附サイトの拡充などにより、堅調に伸びてきており、ブランド力を活かした魅力ある返礼品に対する評価をいただいているものと思っております。ふるさと納税の制度を活用して、本町を応援していただいた方々には、深く感謝を申し上げます。

ふるさと応援事業については、町や地場製品のPRによる地域の活性化や経済効果のほかにも、交流人口や関係人口の拡大、さらには、財政面でも非常に大きな効果があることから、今後も返礼品の提供事業者の開拓や寄附者のニーズに応える返礼品の企画開発をはじめ、地場産品を最大限に活用しながら、本町の魅力を全国に情報発信するなど、積極的な事業展開により、自主財源の確保に取り組んでまいります。また、企業版ふるさと納税についても、自主財源の確保や企業との連携による事業の推進が図られますので、積極的に取り組んでまいります。

町税については、町財政の根幹をなすものであり、地方税法や町条例等にもとづき適正な課税を行うとともに、納税者の利便性向上のために納税しやすい環境づくりの検討を進め、納期内納付の促進に努めてまいります。

また、滞納の解消のため、法にもとづいた滞納処分等を実施するなど、実態に応じて適時適切な収納対策を進めてまいります。

広域連携の仕組みは、日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・専門化、事務処理体制の効率化の要請等への対応を目的として、これまでもごみ処理やし尿処理など、様々な分野で広く活用を進め、一定の成果を上げてきております。今後も人口減少や少子高齢化により資源が限られる中、行政コストが増大する一方で、行政サービスを持続的、効率的かつ効果的に提供する必要があることから、西紋別地区4町村における保育士、保健師、看護師、建築・土木技師など、専門人材の確保に向けた広域連携事業についても推進してまいります。

マイナンバー制度については、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な

社会を実現する社会基盤として、全国的に普及推進が図られているところであります。本町としましても、引き続き保有者数の増加に取り組むとともに、マイナンバーカードとの連携による窓口業務をはじめとした各種行政サービスの利便性の向上を推進してまいります。

また、創立50周年を迎えた雄武町統計調査員協議会の協力を得ながら、各種統計調査を適切に実施し、最新の調査結果から得られたデータにもとづき各種施策の見直しや推進、計画の策定を図ってまいります。

2 躍動感あふれる産業のまち

◎農業の振興

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、住民の暮らしにおいて大切な役割を担っております。しかしながら、酪農情勢については、国際紛争や急激な円安の進行による飼料・肥料をはじめとした生産資材の高止まりなどにより、農業経営に甚大な影響を与えております。また、農村地域では、高齢化や担い手不足により、農業者が減少するといった大変厳しい状況が続いております。

こうした課題に対応するため、国において「食料・農業・農村基本法」の改正が行われ、この基本理念として「国民一人ひとりの食料安全保障の確立」、「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換」、「食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保」等が掲げられております。

特に生産性の高い農業経営の育成・確保を行う上では、離農者からの農地の受け皿となる経営体や付加価値向上を目指す経営体が食料供給の大宗を担うことが想定されることを踏まえ、農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、これらの農業経営の基盤強化を図るとともに、スマート農業をはじめとした新技術の導入等を通じた生産性の向上を実現するとされております。

このような状況の中、本町の農業が地域の基幹産業として安定的な発展を築いていくためには、利用拡大を図る農地等の基盤整備はもとより、新規就農者や担い手の育成・確保、労働負担の軽減、収益力・生産基盤の強化などの施策に取り組み、農業情勢を鑑みた支援の検討も進め、持続可能な力強い農業の実現に努めていく必要があります。

土地基盤の整備については、平成28年度に国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区が着工してから8年が経過し、圃場の大区画化や農地の集約化が進められ、地域の収益性の向上や安定した農業経営の確立、耕作放棄地の解消や発生防止が図られている中で、令和5年度から雄武丘陵地区の着実な推進に向けて組織体制の再構築を図っておりますので、引き続き事業の円滑な推進に向けて取り組んでまいります。

また、雄武丘陵地区の受益地外となっている雄武南部地域の早期着工を実現するため、農業者や関係団体等と協議を進め、地域の営農における将来の展開方向を明らかにし、魅力あふれる豊かでゆとりある地域農業を目指し、事業採択に向けた取組みを進めてまいります。

公共牧場の草地整備を実施する道営公共牧場整備事業雄武幌内第2地区及び営農飲雑用水施設を整備する道営水利施設等保全高度化事業音稲府地区については、令和5年度から工事に着手しておりますので、受益者や関係団体等と協議の上、事業を着実に推進してまいります。

また、令和3年度から北海道農業公社が事業主体となって実施している畜産担い手総合整備型（再編整備事業）第2雄武地区については、令和6年度以降も、引き続き既存草地の計画的な基盤整備や排水不良地の改善を実施し、粗飼料の自給率や品質の向上、生産コストの低減等を図りながら、安定した農業経営基盤の構築を目指し、酪農経営の体質強化に取り組んでまいります。

土地改良事業等による圃場の大区画化や農地の集約化により、作業の効率化がより重要になっており、自動操舵システムやドローン等のスマート農業の導入にあたっては、情報通信環境の整備が必要になってまいりますので、本町における情報通信環境の実態把握に努めるとともに、農業者へのニーズの掘り起こしや勉強会・ワークショップの開催により、スマート農業の取組みを具体化してまいります。

次世代を担う農業者の育成・確保については、令和3年度から研修牧場(株)Farm to-moが稼働しており、北オホーツク農業担い手対策協議会や令和5年度に設立した新規就農応援隊、関係団体等と連携の上、新規就農者の誘致や担い手確保・後継者育成対策に取り組んでまいります。

人口減少社会における農山漁村の活性化を図ることを目的とした、日本型直接支払制度である中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金のほか、環境に配慮した生産を後押しする環境保全型農業直接支払交付金を活用した取組みに対しても継続して支援し、優良な農地の維持・保全等を促進してまいります。

今後の家畜ふん尿処理については、解決しなければならない課題が多くありますが、バイオガスプラント導入の方向性の決定に向けて、町内酪農家や北オホーツク農業協同組合などの関係団体と連携の上、引き続き検討を行ってまいります。また、ゼロカーボンに向けた長期的な目線が特に重要でありますので、非売電事業や代替エネルギーの可能性も含めて検討してまいります。

大規模で専門的な本町の農業が、我が国の食料自給率の向上に貢献し、安全・安心で高品質な農畜産物を安定的に供給できるよう、地域農業者や関係団体と連携を深め、農業振興に向けた取組みを進めてまいります。

●林業の振興

森林は、国土の保全や水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、木材等の

林産物供給等の多面的機能を有しており、町民が将来にわたって森林の恩恵を享受するためには、本町の豊かな森林をしっかりと守り育て、将来に引き継ぐ必要があります。

本町の有する豊かな森林の多くは、これまでの先人の努力によって、戦後に造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を循環利用することが重要です。

また、森林所有者による自主的な整備が進まずに放置されている未整備森林の解消が重要な課題となっております。

このような中、本町の私有林については、伐採跡地等の確実な植林を目的として行う豊かな森づくり推進事業など、国や北海道の制度を有効に活用するとともに、森林環境譲与税を活用した町独自の事業も進め、森林所有者の負担軽減を図りながら、森林整備の推進を図ってまいります。

森林環境譲与税活用事業については、これまで、既設作業路の簡易的な補修等に対し交付金を交付する林業用路網管理事業や植栽地の被害等調査を支援する植栽地事後管理事業、林業従事者の負担を軽減し雇用の定着を図る林業機器購入費用助成事業等を進めてまいりましたが、令和6年度は新たな取組みとして、大型林業機械購入に対し支援を行うことで、森林施業の効率化や本町における木材生産体制の強化を図ってまいります。

町有林については、森林経営計画にもとづき、国の補助事業を有効に活用しながら、造林や間伐などの森林施業を計画的に実施し、土砂災害の防止など森林が持つ公益的かつ多面的機能の維持増進を図ってまいります。

有害鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止計画にもとづく効果的な捕獲を実施するため、関係団体で構成する鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害防止の取組みを強化してまいります。

本町にふさわしい豊かな生態系を育む森林を守り、育て、将来の世代に引き継いでいけるよう、森林整備の推進や地域林業の振興に努めてまいります。

●水産業の振興

漁業は、経済への波及効果も大きく、地域経済の基盤を支える役割を担っておりますが、気候変動や海洋環境の変化に伴い、漁獲が不安定な状況となる中、昨年は、過去最高の水揚げを記録した一昨年に次ぐ結果となったところであります。

漁業情勢については、令和3年から2年続けて過去最高の水揚げを記録していたサケは不漁となったものの、ホタテ貝の水揚量は4年連続で2万トンを超え、とりわけ昨年は過去最高の水揚量を記録したところであります。

こうした状況の中、安定した漁業の確立を目指すため、引き続きつくり育てる漁業を基軸に水産業の振興に取り組む必要があります。振興策としては、ホタテ漁業を安定した漁業として確立するため、ホタテ漁場の貝殻散布事業や有害生物駆除対策事業による底質改善、ヒトデなどの外敵駆除に対し支援してまいります。

また、海外需要の高いナマコの資源増加に向けた調査や毛ガニ資源の減少に歯止めを

かけるための増養殖試験に対する支援を継続するほか、漁場の管理及び不審船等の監視を行っているレーダーの更新に対する支援をし、漁業の健全な発展と安定した水産物の供給を基本的な役割とする増養殖体制の一層の充実と、貴重な漁業資源の保護及び適正な管理に努めてまいります。

生産と流通の拠点として水産業の活性化を支える漁港については、国や北海道の事業として、元稲府・雄武・沢木・幌内の4漁港の整備が進められておりますが、地元の要望に配慮した整備が図られるよう、引き続き関係機関と連携しながら、漁港整備に努めてまいります。

また、漁業経営の円滑化を図るため、漁業近代化資金の利子補給措置について引き続き支援してまいります。

水産加工業については、本町の主要産業の一つとして、雇用及び地域経済活性化に大きく寄与しておりますが、昨今の世界情勢の煽りを受けた原油高をはじめとした加工コストの増大から、経営が厳しい状況にあります。

とりわけ、ホタテのウロ処理等の水産廃棄物処理に対するコスト高が大きな負担となっていることから、水産廃棄物処理料の負担軽減対策に加え、令和3年度に実施しました水産廃棄物処理プラント更新に係る借入資金の利子に対する支援を行うことにより、経営基盤の早期安定化を推進してまいります。また、もう1基の水産廃棄物処理プラントについても更新時期を迎えていることから、更新方法等について、雄武水産施設利用協同組合とともに調査・検討を進めてまいります。

水産加工業界については、衛生管理の高度化や鮮度・品質の向上が図られ、「食の安全・安心」と「雄武ブランドの確立」により付加価値を高め、早期に経営の安定化が図られることを期待しているところでありますが、円安に伴う外国人材の不足に加え、休漁期となる冬期間を含めた年間雇用により引き続き厳しい状況にあることから、水産加工業人材確保支援事業の展開により外国人技能実習生の受け入れに対する支援を行い、経営安定化を推進してまいります。

昨年から、本町の主力魚種・製品であるホタテに甚大な影響を及ぼしているA L P S処理水海洋放出に伴う中国の輸入規制措置につきましても、今後の動向が不透明ではありますが、ホタテの安定生産に向けた各種事業に対して引き続き支援を行うとともに、国など関係機関に対しては、販路の開拓・確保を含めて漁業者及び水産加工業者に損失が生じないよう強く要望してまいります。

●商工業の振興

日本経済は、新型コロナウイルスの5類移行に伴い、日常の経済活動が再開し、徐々に回復基調になってきておりますが、世界各地での紛争や円安の影響を受けたエネルギーや原材料価格の高騰など、世界情勢の変化によって先行きの不透明な状況が続いており、地域経済や本町の商工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした地域経済への影響を最小限に抑えるためには、商工会や金融機関との連携が

不可欠であり、引き続き町内中小企業等に対する施設等整備への補助や特産品開発などへの支援、融資のあっせん制度による利子及び保証料の補給、新規創業支援など、中小企業等の振興事業を継続し、経営安定化に向けた取組み、新たな産業や雇用の創出、経済の活性化を図ってまいります。

特に特産品開発は、観光資源やふるさと納税の増加につながり、地域経済の活性化のための重要な取組みの一つであるため、令和5年度において中小企業等振興事業による支援の拡充として助成率を上げることにより特産品開発の促進を図っているところでありますが、令和6年度からは、雄武高校が取り組む特産品開発プロジェクトへ支援を行うことにより、若い世代のアイデアが新たな特産品として誕生し定着することに期待を寄せております。

買い物支援対策としては、すでに定着している地域の拠点（小さな拠点）における購買・福祉・コミュニティ機能向上事業（ひので丸）を引き続き推進するとともに、地元での購買促進を目的としたプレミアム商品券による商業活性化推進事業、賑わいの場の創出やチャレンジショップの開催、幅広い事業展開を目的とした空き店舗活用事業など、各事業の実施主体となっている商工会との連携をさらに深め、積極的な取組みを進めて地域経済の振興に努めてまいります。

●観光の振興

観光を取り巻く環境は、コロナ禍で大きく沈み込んだものの、訪日外国人旅行者も入国時の規制が解除されるなど、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。また、日本人観光客については、新型コロナウイルス感染症による影響はほとんど無くなったものの、物価高騰による旅行費用の増加や旅行意欲の落ち着きにより戻りが鈍く、観光産業にとっては厳しい状況が続いております。

このような状況ではあるものの、本町にはオホーツク海や北見山地から広がる山林などの雄大な自然や、観光客の疲れを癒す温泉、新鮮で美味しい食材など、多くの観光資源があることから、これらを活かして本町の観光の魅力を効果的に情報発信してまいります。

また、令和5年度から2期目が始まった「雄武町観光マスタープラン」の実現戦略を着実に実行するとともに、雄武町観光協会を中心とした各関係団体等との連携を深めながら、日の出岬エリアを核とした体験・滞在型観光の推進、今後の道の駅のあり方の検討、国の地域おこし協力隊制度を活用した観光支援員や公認キャラクター「いくらすじ子」による町内外への情報発信等によって、交流人口の拡大など観光振興の充実に努めてまいります。

町民の皆さんの健康増進や雄武町の観光振興に大きく寄与しているオホーツク温泉ホテル日の出岬については、開業から25年以上が経過し、老朽化による建物や設備の劣化が認められることから、施設の修繕を計画的に進め、これからも利用者から親しまれ、愛されるホテルとして利用されるように整備を図ってまいります。また、ホテル日の出

岬の指定管理者である雄武町観光開発株式会社と連携し、町民福祉の向上やさらなる観光客の誘引を図るための施策を推進してまいります。

道内を中心として多くの地域から観光客が集まるイベントであります「おうむ産業観光まつり」や「雄武の宝“うまいもん”まつり」については、昨年4年ぶりに通常開催されるなどコロナ禍前の町の賑わいを取り戻してきており、令和6年度についても本町の魅力を発信・体感できる観光事業として積極的に展開するほか、これからを見据えた観光振興の人づくり、仕組みづくり、イベントづくりなどを進めてまいります。

3 安心感の持てる福祉のまち

◎保健・医療の充実

令和2年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症は、昨年5月に感染症法上の位置付けが5類に移行し、3年以上続いた特例的なコロナ対応は大きな節目を迎えました。社会全体が徐々に日常を取り戻していく中で、コロナ禍を経て元に戻ったものと変わったものがあり、また人々の価値観にも変化が生じています。町としましては、これらの変化をしっかりと捉えた上で、ポストコロナ時代における保健行政を推進してまいります。

コロナ禍において得られた一つの経験として、疾病予防の効果を実感できたことから、引き続き特定健診や各種がん検診などの受診勧奨と併せて、健康相談や栄養相談による早い時期からの生活習慣の見直し等による未病や重症化の予防を推進し、健康的な生活を維持できるよう取り組んでまいります。

本町では妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指しており、「雄武町母子健康包括支援センター『ぷちさぼ』」がその総合相談窓口として、地域の関係機関等と連携しながら出産や子育てに関する様々な相談や支援を行っているところでありますが、令和6年度も各種事業を通じて安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

この他、本町においても北海道の補助制度を活用し、本年1月から「雄武町先進不妊治療費助成事業」として、医療保険の適用対象外となる先進不妊治療に係る治療費及び交通費の助成を開始したところでありますが、令和6年度も継続するとともに、不妊相談や不妊検査・治療費及び通院に要する交通費の一部を助成する「妊活応援事業」、妊産婦健診等に要する費用及び町外の分娩可能な医療機関への通院に要する交通費相当額等の助成を行う「安心出産支援事業」といった町独自の母子保健・子育て支援施策やその他の各種事業を通じて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、孤立しない子育て環境の整備に努めてまいります。

また、乳幼児健診における視能訓練士による屈折検査と、発達支援における臨床心理

士等による相談業務についても、引き続き実施してまいります。

「雄武町いのち支える計画」は、早期に不調に気づき、支援者につなげ、いのちを守ることを目的として策定したものであり、令和6年度から始まる第2期計画においても、引き続き普及啓発や関係機関との連携を図り、生きづらさのない住みよいまちづくりを推進してまいります。

医療給付事業については、重度心身障害者、ひとり親家庭及び乳幼児等の医療費助成を継続してまいります。また、町独自の取組みであります子ども医療費助成事業においては、引き続き高校生までの子どもの医療費を助成することで、健やかな成長と子育て世代の経済的な負担軽減を支援してまいります。

国保病院事業については、地域住民の健康保持に必要な医療を提供し、町民がこの町に安心して住み続けていただくため、救急医療をはじめ、地域医療の確保のために重要な役割を担っているところでありますが、少子高齢化に起因する人口減少の急速な進展に伴い、医師や看護師などの医療従事者の確保は、ますます困難な状況となってきております。

このことは病院存続の根幹をも揺るがす深刻な問題でありますので、北海道をはじめとした医師や医療従事者確保に関わるあらゆる関連機関への働きかけを強化し、医師及び必要な医療従事者の確保に努め、安定した医療提供体制の構築を図ってまいります。

また、経営面においては不採算部門を担わなければならない公立病院としての使命はあるものの、人口減少などを背景とした患者数の減少に伴い、一般会計からの繰入金が増加している現状も踏まえ、令和5年度に策定いたしました『国保病院経営強化プラン』にもとづき、持続可能な地域医療提供体制の構築と収益向上の両面を目指しながら、一般会計繰出金の低減に努めてまいります。

介護老人保健施設については、地域包括医療ケア機能の施設拠点として要介護高齢者等への介護サービスの充実に努めており、令和5年度は高い入所率で稼働してきた状況にあります。

経営面においては看護職員、介護職員の慢性的な不足など、依然として厳しい状況にはありますが、地域包括ケアシステムにおける施設の役割は重要であると認識していることから、引き続き必要な人材の確保に努めるとともに、介護の質と接遇意識のさらなる向上にも取り組みながら、適切な運営に努めてまいります。

本町における持続可能な一次医療の提供体制構築に向けて、令和6年度は、町内医療機関への支援について検討を進めてまいります。

西紋別圏域の中核病院である広域紋別病院については、二次医療・二次救急に対応する病院として、医療連携体制が構築されています。

令和5年度に設立された地域医療連携推進法人「オホーツク西紋医療ケアネットワーク」においては、将来的に西紋別圏域の医療を持続していくためのさまざまな事業展開が予定されているところであり、広域紋別病院はこの法人においても中心的な役割が期待されるところでありますので、さらなる連携の強化を図ってまいります。

●高齢者支援の充実

日本の高齢者人口の割合は29.1%で世界最高となり、本町の高齢者人口の割合はさらに高い30%台で推移しておりますが、高齢者がいつまでも元気に自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、これまで実施している日常生活を支える各種サービスを継続していくとともに、健康寿命を延伸するための取組みとして、フレイル（健康と要介護の中間の状態）予防を中心とした支援の充実に努めてまいります。また、自宅と施設の中間的な在宅環境である介護基盤施設等について、調査研究を進めてまいります。

本町の高齢者福祉施策は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にもとづき進めておりますが、令和6年度から新たな計画がスタートとなることから、計画を着実に推進するために、地域資源を活かしながら個々のニーズに対応した支援や取組みを進めてまいります。

●子育て支援の充実

国においては、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、昨年12月に子ども施策に関する基本的な方針として「こども大綱」を定めるとともに、子ども・子育て施策の基本的な考え方として「こども未来戦略」を定めたところであります。本町においても、子ども・子育て支援事業計画にもとづき、子育てが地域全体で支えられ、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して子どもを産み育てていくことができるよう、様々な取組みを進めてまいります。

雄武町の未来を担う子どもたちの心豊かで健やかな成長は、保護者の皆さんをはじめとした町民全体の願いであり、地域全体で子育て環境の充実を図っていくことが必要であります。特に幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとても重要な時期であり、生活や環境を通して創造的な思考や豊かな情操を育み、健康な身体と望ましい習慣を養うことが求められますので、これらを実践できる保育を目指し、専門的な研修会等へ積極的に参加し、日々の保育を通じて職員の資質向上を図ってまいります。

保育所では、乳幼児期における保育、教育及び子育て支援を総合的に提供する場として運営しておりますが、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類へ引き下げられたことから、自粛してきた各種行事を通常どおり開催することで、様々な体験ができるよう進めてまいります。

また、保育所内に設置している子育て支援センターでは、乳幼児を持つ親同士が自由に集いながら、交流を深め、育児不安や孤独感の軽減を図る場として重要な役割を果たしていることから、引き続き関係機関と連携しながら、子育てに関する情報を積極的に発信するとともに、相談支援の充実に努めてまいります。

児童センターでは、就学児童の安全・安心な居場所づくりのため、放課後児童クラブ

事業を実施していることから、昨夏の猛暑を教訓に、子どもたちの健康を守るため、必要箇所にエアコンを設置して、熱中症予防に万全を期してまいります。さらに子どもたちに充実した余暇活動を過ごしてもらえよう、各種行事を展開していくことから、関係機関・団体・ボランティアの方々の協力をいただきながら地域全体で連携し、子どもたちの健全育成に努めてまいります。

そして、「雄武町子ども家庭総合支援拠点」は、「雄武町母子健康包括支援センター『ぶちさぽ』」や各関係機関と連携を図りながら、子どもや子育て世帯に対する一体的な相談支援の充実を図ってまいります。

●社会福祉の充実

少子高齢化社会の加速や核家族化の進展により、地域社会が変容していく中で、地域福祉の課題は複合・複雑化してきております。地域において誰もが安心して暮らしていくためには、地域の福祉課題に対して、行政、関係機関、地域住民などが協力し、地域全体で取り組んでいく必要がありますので、今後も住民参加やボランティア活動の促進などにより、地域福祉を推進してまいります。

障がい者支援については、障がいのある人が住み慣れた地域の中で区別なく、共にいきいきと生活していくことができるよう、地域全体で障がい者の自立支援を進めていく必要があります。本町においても、「ともに支えあい、自立と社会参加を実現できるふるさとづくり」を基本理念とする障がい者計画にもとづく障がい者施策に取り組んでまいります。

障がいや発達に気がかりのある子どもに対しては、西紋こども発達支援センター『すてっぷ』の活用や保育所等との連携強化を図るとともに、相談体制の充実等による保護者支援機能を強化してまいります。

また、町内の民間事業者が運営する地域活動支援センター『ココカラ』については、障がい者の日中の活動拠点として、地域との繋がりを大切にしながら、生産活動や交流活動などを行い、着実に前進していますので、運営支援の継続を進めてまいります。

●社会保障制度の充実

年金、医療、介護などで構成される社会保障制度は、国民の安心や生活の安定を支えるセーフティーネットになっております。

国民健康保険は、健全な財政運営に取り組むとともに、健診事業や保健指導を重点的に推し進め、町民の健康増進に努めてまいります。

介護保険は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にもとづき、各種事業を推進するとともに、町民がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防事業に注力してまいります。

また、近年は国民健康保険と介護保険ともに、保険給付費の増加などの影響により住

民負担が増加傾向にあることから、引き続き適正な保険給付と適切な住民負担に向けた施策を進めてまいります。

低所得者の自立支援については、引き続き民生児童委員や社会福祉協議会、社会福祉事務出張所などとの連携のもと、相談・支援を継続してまいります。

4 快適感を満たす環境のまち

●環境の保全

本町の豊かな自然環境は、地域産業を支える貴重な財産であるとともに、私たちの暮らしに多くの恩恵をもたらしております。この環境を守り育て次世代に引き継いでいくことは、私たちの責務でもあります。地球規模の環境課題となっています気候変動問題の解決のため、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル（脱炭素社会）」の実現を目指すことを宣言しました。温室効果ガスの排出量削減に向けては、本町の特性を踏まえた再生可能エネルギーの活用、吸収作用の保全・強化を計画的に実行していく必要があり、引き続き調査研究を続けてまいります。

環境保全に直結するごみ処理については、最終処分場の延命化のため、一般廃棄物の一部（年間120トン）を西紋別地区広域ごみ処理センターへ搬出していますが、抜本的な問題解決に至っておらず、さらなる減量化とリサイクル推進によって、環境負荷の低減に努めていくことが重要となっております。また、広域ごみ処理量の増加や長期的に推進していくための方策として、ごみ分別区分やごみ処理手数料の見直しを進め、持続可能な一般廃棄物処理の実現に向け取り組んでまいります。

公共下水道処理区域外のし尿及び生活排水の処理については、引き続き合併処理浄化槽設置及び維持管理に対する補助制度により、生活環境と公共水域の保全を図ってまいります。

また、斎場・墓地・墓園については、一般墓を墓じまいして合葬墓へ移すなど改葬手続きも増えてきており、今後も適切な施設の維持管理と相談対応に努めてまいります。

●交通体系の整備

社会基盤の根幹をなす道路は、町民の生活を支え、地域産業の振興に欠かすことのできない重要な役割を果たしており、これまでも計画的に必要な施策を講じてきたところでありますが、町民から寄せられる要望を含め道路施設の老朽化対策や維持管理の問題は、年々増加してきているところであります。

このような状況の中、すべてに対して対策を講じることは、本町の財政状況のもとで

は厳しいものであることから、令和6年度においても緊急性や必要性とともに、事業効果等を十分に勘案した上で優先順位を定めて、計画的な道路整備を推進してまいります。

令和6年度につきましては、昨年度に引き続き、町道の整備を実施していくとともに、道路構造物の設計及び修繕を実施することにより、道路利用者の安全・安心な通行の確保に努めてまいります。

また、既存施設の良い維持管理や冬期間における道路利用者の安全確保を図るため、引き続き民間に事業の一部を委託し、維持管理体制の充実に努めてまいります。

国道238号においては、上沢木地区から雄武市街地までの区間の防雪対策の推進が必要となっており、主要道道美深雄武線においては、拡幅の未整備区間の早期完成が必要でありますので、引き続き関係機関に強く要請してまいります。

路線バスを取り巻く情勢は、過疎化やマイカー普及などの要因による利用者の減少等により、バス事業者の経営内容は依然として厳しい状況にあります。このため、生活交通路線維持補助金などによる支援によって路線を維持確保してきておりますが、通学や通院、買い物など、町民の生活を支える交通手段の確保は、一層重要性を増してきておりますので、引き続き路線の維持や乗り継ぎなどの利便性の向上に取り組んでまいります。

また、今後は、高齢者の運転免許の返納も増加していく状況の中で、移動手段を持たない町民のための新たな交通システムの構築が急務となっていることから、令和5年10月に設置した雄武町地域公共交通活性化協議会における本格的な協議を進めるとともに、地域の意見も反映した地域公共交通計画を策定し、本町における将来の持続可能な公共交通の実現に向けて取り組んでまいります。

地域の重要な空港であるオホーツク紋別空港については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用の落ち込みから徐々に持ち直してきたところでありますが、東京直行便の通年運航を維持するためには、さらなる搭乗率の向上と首都圏からの交流人口の拡大を図る必要があることから、オホーツク紋別空港利用促進助成事業を継続するとともに、オホーツク紋別空港利用・整備促進期成会による利用促進事業の取組みについても推進してまいります。

●上・下水道の整備

水道は、町民の日常生活や産業活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたって、安全・安心な水を安定供給していくことが必要であります。そして、この快適な生活環境を次の世代につなぎ、より魅力ある郷土にするための各種施策を進めてまいります。

簡易水道事業においては、令和5年度に策定した中長期的な視点での長寿命化計画（アセットマネジメント計画）にもとづき、青葉第二浄水場からの送水管を更新するため、実測調査設計を実施するとともに、現状の課題を整理し、今後10年間に実施すべき施策や進むべき方向性を盛り込んだ水道ビジョンを策定してまいります。また、幌内地区の配水管整備工事を実施し、安定供給を図るとともに、有収率向上を目的とした漏水調査を継続

して実施することで、漏水事故の防止と水道水の安定的な供給に取り組んでまいります。

あわせて、令和5年度に引き続き浄水場の安定稼働を図るため、施設の維持管理と機能保持の強化に取り組んでまいります。

給水人口の減少等によって料金収入が減少傾向にある中、ますます経営状況が厳しくなっていくことが予想されることから、経費の節減に努め効率的な事業運営に取り組んでまいります。快適な生活環境の維持や公共水域の水質保全を目的として実施している公共下水道事業においては、水洗化の普及促進を図るため、広報活動を通じ資金貸付制度について周知をしてまいります。

また、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しつつ、計画的、効率的に管理する長寿命化計画（ストックマネジメント計画）にもとづき、雄武浄化センター及びマンホール蓋の改築更新工事を実施してまいります。

あわせて、水道と同様に、令和5年度に引き続き浄化センターの安定稼働を図るため、施設の維持管理と機能保持の強化に取り組んでまいります。

簡易水道事業及び公共下水道事業については、令和6年度から地方公営企業法を適用し、企業会計に移行してまいります。

人口減少等による料金収入の減少、施設や設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、厳しさを増す経営環境を踏まえ、法適用化により、経営や資産等を正確に把握し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ってまいります。

●住環境の整備

住環境を取り巻く情勢は、少子高齢化及び人口減少により、空家等の増加が進んでいる一方で、需要が発生した場合に対する適切な住宅の不足が大きな課題となっており、人と住宅を適切につなぎ合わせ、安全・安心に暮らせる住環境づくりのため、良質な住宅の供給と既存建築物の活用の促進が求められております。

このため、公営住宅等の整備については、公営住宅等長寿命化計画にもとづき、老朽化・狭隘化が進んでいる住環境整備を実施しており、令和6年度につきましては、末広一区団地建替に係る基本計画・実施設計を実施してまいります。

各種町営住宅では、民間の資金と経営能力・技術力を活用し、設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行うPFI方式の導入について調査検討を継続し、効率的かつ効果的な住宅の供給を目指してまいります。

また、町民が安心して快適に暮らし続けられる定住及び住環境整備に資する支援である雄武町快適住まいづくり促進制度について、引き続き啓蒙とその活用について推進してまいります。

空家等の対策については、令和5年度から始まりました雄武町空家等解体補助金交付制度により、町民の安全面や公衆衛生、景観を改善することができ、想定していた効果を得ることができたことから、引き続き制度の周知とあわせて、空家等の発生を抑制する制度に取り組むとともに、隔年で行っている空家等実態調査・台帳更新を実施してまいります。

公園や緑地については、健康づくりや憩いの場、またレクリエーションの場として、さらには、災害時の避難場所としても重要な機能を担う施設であります。

これらの施設について、利用者に安全・安心で快適に利用していただくため、令和6年度につきましても、各公園等の施設整備と遊具等の施設修繕を実施するとともに、日常の管理点検並びに適切な維持管理を実施し、公園及び緑地環境の充実に努めてまいります。

●消防・救急・防災体制の強化

地域における安全・安心の確保のため、組織力と機動力を最大限に発揮し、地震・風水害をはじめとする自然災害から町民の生命・財産を守るため、消防体制の維持・確保に取り組み、沢木地区での災害活動拠点となる雄武消防団第三分団詰所の建替整備を行うとともに、消防団との連携強化を図り、地域の総合的な防災力を向上させてまいります。

また、火災予防対策については、計画的な防火対象物の立入検査等を実施し、消防法令違反に対しては的確に行政措置を講じ、違反是正の徹底を図ってまいります。

また、近年、増加傾向にある救急搬送業務に対応するため、救急救命士を計画的に養成するほか、迅速かつ的確な救急処置が実施できるよう訓練に取り組むとともに、最新の知識を習得するため、医療機関での実習や救急医療研修会等に参加し、救急救命士の資質向上に努めてまいります。

大規模な自然災害は、毎年のように全国各地で発生しております。1月には石川県能登半島地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、震源に近い沿岸部を中心に甚大な被害を及ぼしました。このように、いつ起こりうるか予想できない災害に対しては、いかに被害を最小限にとどめるかという「減災」の視点が最も重要となっております。そのためにも町民が各自で災害に備える「自助」、自治会や職場など地域で共に助け合う「共助」、公的機関が行う「公助」について、それぞれが役割を認識し、機能し合う必要があり、防災訓練などの機会を通じて防災や減災に関する知識習得の場を設けるとともに、自治会を主体とする自主防災組織の設置を推進してまいります。

また、災害時における行政備蓄については、令和5年度に見直しました「災害備蓄計画」にもとづいた備蓄品の整備を進めるほか、備蓄倉庫の改修や運搬用車両を配備して備蓄機能の充実に図り、備蓄体制の強化に努めてまいります。

さらには、災害時には町民が確実に避難できるよう、緊急事態が発生したことを広く迅速に伝えるため、多様な情報伝達手段を活用する必要があることから、防災行政無線の改修をはじめ、町公式ホームページ、スマートフォン、SNSなどによる補完や連携について、検討を進めてまいります。

●防犯・交通安全の推進

本町の昨年の犯罪発生件数は6件で、前年比1件の増となりました。依然として横行している特殊詐欺事件については、北海道警察の発表によると、昨年の被害額は5億7千万円、

件数は161件で、前年に比べ被害額及び件数ともに半減しております。幸いにして、本町における被害情報は耳にしておりませんが、高齢者などを対象とした啓発活動を展開するとともに、防犯用電話録音装置購入助成事業を継続し、周知に努めてまいります。

また、全国的にも凶悪犯罪が増えている現在、いつ、どこで、だれが、犯罪被害に遭ってもおかしくないことから、犯罪の被害を受けた被害者、家族が一日でも早く平穏な生活が取り戻せるように、新たに支援制度を創設するとともに、警察や関係団体との連携強化を図りながら、安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組んでまいります。

町内河川の河口付近においては、一部の心ない釣り人による迷惑行為が後を絶たないことから、警察や地域住民と協議しながら、継続的な対応を図ってまいります。

本町の昨年の交通事故は、人身事故が1件で前年比1件の増、物損事故が75件で前年比10件の増となりました。昨年7月8日には交通事故死ゼロ日数の統計上最長記録となる「2207日」に到達し、新たな目標を「3000日」に設定したところであります。今後も、引き続き警察や関係機関などと連携し、目標の達成に向けて、幼児から高齢者までの年代に応じた効果的な啓発活動や交通安全教室などを実施し、交通事故のないまちづくりを進めてまいります。

●情報通信網の整備・充実

国においては、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すという考えのもと、デジタルの力で、地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図る「デジタル田園都市国家構想」を掲げているところであります。本町におきましても、その流れに乗り遅れることのないように、情報収集を行うとともにデジタル化に対応できる人材の確保や育成を進めてまいります。「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」にもとづき、住民基本台帳や税などの20の基幹業務に関するシステムについて、令和7年度末までにすべての自治体が統一的な基準に適合したシステムに移行することとされておりますので、遅滞することなく移行作業を適切かつ効率的に進めてまいります。

また、インターネットについては、今や生活に欠かすことのできない情報取得の手段であることから、町内全域に整備しました情報通信基盤の適切な管理により、希望するすべての町民がサービスを利用することができるように努めてまいります。

高度情報化社会では、様々な情報にアクセスしやすくなったことから、生活は非常に便利になりましたが、一方で官公庁や民間企業などによる個人情報流出事案や標的型サイバー攻撃などによる被害も発生していることから、本町においても個人情報保護のため、策定済の情報セキュリティポリシーやマイナンバー事務に関する取り扱いマニュアルにより、引き続き情報資産等の適正管理や厳格な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

以上、令和6年度の行政執行にあたっての基本方針を申し述べました。

我がまちは、遡ること明治33年（1900年）、雄武村が行政的に村として独立し、雄武市街地に雄武村役場を設置したことに歴史的意義を重んじて、平成12年（2000年）を「ふるさと100年」として、爾来、四半世紀を迎えようとしています。

この間、国際情勢や国内情勢は絶え間がないほどの変化と変容が続いてきておりますが、先人から受け継いできた我がまちは、幾多の困難に直面しながらも、住民自治を重んじ、地場を軸とした強い地域力を信じ、時代ニーズを捉えた自主的かつ総合的なまちづくりが進められてきました。

しかしながら、近時における少子化と高齢化による人口の減少は、ほぼ全国の自治体において同時に起こっている傾向であり、とりわけ小規模な町村自治体においては、かつて自治体存立を問われた平成の市町村合併問題以降、我がまちにおいても自治体存立基盤を揺るがす極めて大きな問題に直面しております。

総合計画は人口の動きをベースにして目指すべきまちづくりを計画しているものですが、このような時代こそ私が掲げる「たしかな未来を創る！」を旗印に、人口減少問題を克服していく施策を推進していくために、財政力とのバランスを保ちながらも、より精度の高めた総合計画によるまちづくりを目指す必要がありますので、令和6年度はその元年としての強い意志を込めて、着実なまちづくりを進めてまいります。

私はこの難局を先人にならいつつ、我がまちを一步一步前に進めて行くため、持てる力を余すことなく注いでいく所存でありますので、議員各位並びに町民の皆さんの深甚なるご理解とご協力を心からお願い申し上げます、行政執行方針といたします。

達成感から学ぶ教育のまち・雄武 ～教育文化の振興と拠点づくり～

教育行政執行方針



教育長 豊田 通敏

現在の日本は、労働力人口の減少、人工知能AIの進化と普及、グローバル化などに伴い、情報化社会から経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会「超スマート社会」への転換期にあります。

この超スマート社会は社会の変革を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人一人が快適に活躍できる社会を目指すもので、知識と質と量が学力のベースとなっていた従来とは異なり、実社会において自ら問題を見つけ出し、他者とのコミュニケーションをとりながら解決していく「社会を生き抜く力」を持つものへと変化しており、全ての町民が、これらの変化

に対応するためにも「教育」が果たす役割は非常に大きな意味があります。

「教育」は、人が社会の中でよりよく生きていけるようになるために学ぶ場所や機会、手法を提供することであり、最終目標は生を全うすることにあります。そのために必要な教育とは何か。その観点から、学校教育と社会教育を両輪として教育活動を行うことが重要です。

教育委員会は、教育基本法に定められた教育の目的及び理念を踏まえ、雄武町教育委員会の教育目標に掲げた「雄武町の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」ための教育を推進するため、第6期雄武町総合計画基本計画における「達成感から学ぶ教育のまち・雄武～教育文化の振興と拠点づくり～」を政策基調に、雄武町における教育の一層の振興・充実を目指し、施策を推進してまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

1 21世紀を生き抜く力を育む学び

●GIGAスクールの推進

日本型学校教育が目指す教育を実現する手段として推し進められたGIGAスクール

構想は、「誰ひとり取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」をICTの積極的な利活用で保障しようとするものです。

現在、雄武町の学校は全て1人1台パソコンを実現させ、各種学習支援ソフトの導入及び通信環境の整備を完了しております。

今後は、GIGAスクール構想の次なる展開に向け、学校ICT支援員による運用支援を強化するとともに、町内の小・中学校と教育委員会で組織するICT活用委員会において、ICT機器の効果的な利活用を推進するための実証等を行い、学校におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進してまいります。

●SDGs・ESDの推進

気候変動などの環境分野、ジェンダーなどの社会分野、そして地域活性などの経済分野まで幅広いグローバルな課題の解決を目指すSDGs（持続可能な開発目標）については、その目標を達成するために、学校でもSDGsの考え方を取り入れた学びの推進が求められています。

SDGsを踏まえたESD（持続可能な開発のための教育）の推進は、現在意識的に行っているのはごく少数ですが、この取組は、学習指導要領における「資質・能力の3つの柱」とつながりますので、今後はあらゆる教科と関連付けて推進するよう各学校に求めていくとともに、社会教育分野におきましても、SDGsの達成に向けた学びが広がるよう、取り組んでまいります。

●学校教育推進体制の強化

学校と教育委員会との窓口となり、日々、教育行政に係る実務を担う教育委員会事務局の体制強化は極めて重要です。具体的には、職員の資質・能力の向上や一般行政職員と教員籍職員の連携を促していくこと、教育行政に特化した職種の採用・養成、外部人材や関係機関との連携を通じた機能強化等が考えられます。

特に、学校が充実した教育活動を展開できるよう支援し、実現するという教育行政の重要な役割を推進していく観点からは、指導主事の役割が重要です。

本町においては、これまで、北海道教育庁オホーツク教育局在籍の指導主事から定期的に指導・助言をいただいておりますが、これと併せて本町独自に指導主事を配置し、多様化・複雑化する教育課題への対応に努めてまいります。

●「確かな学力」を育成するための読書活動の推進

近年、我が国においては、生活環境の変化や様々なメディアの発達・普及などを背景として、国民の「読書離れ」「活字離れ」が指摘されており、本町の子どもたちもその例外ではありません。読書が生み出す力を考えたとき、本を読む習慣、本を通じて物事

を調べる習慣を、子どもの時期から確立していくことの重要性から、学校教育においても、家庭や地域と連携しながら、読書の習慣付けを図る効果的な指導を展開していく必要があります、とりわけ学校図書館機能が十全に発揮されていかなければなりません。

そのため教育委員会では、各学校に対し図書購入予算を配当し、蔵書の充実を図るとともに、学校図書館支援として図書館司書を各学校へ派遣し、昨年度導入した学校図書館システムの利活用と教職員への助言を通じて、学校との連携をより深め、児童生徒に対する読書への興味付けを促進してまいります。

●体力・運動能力の向上

運動と学力の相関関係は医学的、科学的にその効果が実証されており、運動は学力全体を押し上げ、また、ストレスへの耐性も増すとされており。児童生徒の「健やかな体」を育てるには、運動の習慣化を促進する必要がありますが、これは、学校だけでは限界があるため、家庭や地域を含めた総合的な取組が必要です。

そのため、家庭と学校の連携を促進し、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、社会教育とも連携し、運動やスポーツに自己の適正に応じた関わりを持たせ、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

●食を育む学校給食

学校給食の時間は、食事を通じて共に時間を過ごし、コミュニケーションを取る機会となります。

児童生徒の成長や発達に必要な栄養を提供することはもちろんのこと、味や見た目、食感に配慮するなど、味覚や食に対する知識などを学ぶ場を提供してまいります。また、健やかな育成、食習慣といった食育を推進するため日々の献立を工夫し、地場産食材を活用することにより地域への理解や食文化に関心が持てるよう、学習の機会を提供してまいります。

なお、子育て世代の保護者負担の軽減を目的とする学校給食費の助成については、引き続き全額を助成してまいります。

2 地域の教育力向上

●開かれた学校づくりの促進

学校は、さまざまな教育活動を行っており、これからの社会をより良く生き抜いていく力をつけるため日々学んだり体験したりしています。

学校が保護者や地域の方々から信頼され、期待に応える教育を実現するために、児童生徒の学びを中心に捉え、地域の声を生かした学校経営を進めるとともに、学校、家庭、地域が連携した取組を充実させていくことが重要です。

そのためには、学校の取組や児童生徒の学びの様子などをしっかりと把握し、地域の人たちに学校をよく知ってもらうことが必要ですので、各学校のホームページや学校だよりの充実を図るとともに、授業参観や学校行事に積極的に参加いただくよう努め、開かれた学校づくり及び開かれた教育課程を促進してまいります。

●社会教育の充実

社会教育は従来、戦後の民主主義の定着や文化国家へ発展していくエネルギーであり、地域の課題解決や地域づくりに社会教育機能が活かされてきましたが、高度情報化社会の到来や技術革新などが進展したことにより急激な社会構造の変化が生じ、これに対応するため、人々が豊かな人生を送れるよう個の学びを重視するようになり、学びの支援の方向性が生涯学習に移行され、今ではその考えも浸透し、環境もかなり整備されております。しかし、未来予想が難しい現在、地域課題は年々増加しており、それを解決し、地域創生を目指すためには社会教育の機能を充実させ、地域や産業界に求められる人材の育成に向けた施策を構築しなければなりません。

そのためには、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度など、さまざまな教育施策を展開する上でも、社会教育が地域と学校をつなぐ地域コーディネーター的役割を担うように努め、学びと地域づくりが一体となった実践的な取組を進めてまいります。

また、本町社会教育中期計画の基本目標である「生涯にわたる全ての学び人を支える社会教育の推進」を目指し、各世代の人々が豊かで充実した人生を送ることができるよう、住民ニーズや社会のニーズに応じた社会教育及び生涯学習の推進を図ってまいります。

●部活動の地域移行の推進

中学校の部活動については、現在学校の業務として行われていますが、必ずしも教師が担う必要のない業務とされ、近年の働き方改革と相まって部活動の地域移行を内部検討した結果、「指導者等の確保」「実施主体・受け皿の確保」など課題が多く、改めてそのハードルの高さが浮き彫りとなりました。

そのため、本年度におきましては、部活動地域移行推進協議会（検討委員会）を設置し、中学校の部活動の地域移行に向けて取り組むとともに、近隣市町村と連携して広域で実施することも検討してまいります。

●高等学校の振興

Society5.0 時代に向けた社会の劇的な変化が生じている中、地方創生における高等

学校への期待はこれまで以上に大きくなっており、高校の特色化・魅力化を一層推進していくことが求められています。そのためには、生徒や学校、地域の実態を踏まえ、地域と連携・協働して、社会の変化や生徒の多様な学習ニーズに対応した教育活動を展開することにより、生徒の自己実現に寄与することができる高校づくりを推進し、地域の人材を育成することが重要です。

現在、雄武高校では、地域とつながる教育活動や小学校・中学校・高校が連携した教育活動などを積極的に行っておりますが、本年度からは、「地域とともにある学校づくり」を目指して、コミュニティ・スクール制度を導入するよう、準備を進めております。

コミュニティ・スクール制度は、地域が高校の活動を知り、一体となって生徒を育ていける絶好の機会となりますので、制度確立と導入後の運営に積極的に協力し、高校の魅力化を推進してまいります。

●図書館活動の充実

町民の主体的な学習活動は、活力ある地域社会を支えます。このため、自己実現が促進されるよう図書館資料の収集や読書環境の整備に努め、より町民に親しまれる図書館を目指してまいります。

また、学校図書館支援のほか、読書強調月間の設定による各種イベントを実施し、図書館利用促進を図るとともに、図書館の魅力を伝えるためにSNSを活用するなどして情報発信に努めてまいります。

3 未来へ継承する教育施設整備の推進

●快適で安全な学校施設環境の整備

本町は、夏季は比較的涼しく、過ごしやすい地域とされてきましたが、近年は、真夏日や猛暑日が年々増加しており、今後も、その状況は続くと言われております。本町の夏が本州なみに暑くなる中、児童生徒の生命と健康を守り、充実した教育活動を行っていくためには、学校施設への冷房設備の設置は必須です。

そのため、本町の全小学校と中学校に冷房設備を設置し、安全で快適な学習環境を整えるとともに、ソフト面においては、夏季・冬季を合わせた休業期間の総日数を「50日以内」から「56日以内」に改正し、今後さらに温暖化が進むとされる気候変動に対応してまいります。

●新しい学校施設整備の推進

雄武町の公立小・中学校の校舎は、今年度小学校2校、中学校1校の全3校であり、どの校舎も築40年を超えており、インフラ長寿命化や公共ストック活用が叫ばれる中、老朽化が進む学校施設は、今の時代にふさわしい豊かで快適な教育環境へと造り替えていくことが急務になっています。

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来、さらには新型コロナウイルスの感染症など、先行き不透明な「予測困難な時代」に活躍できる人材育成を目指す「令和の日本型学校教育」を実現させるためには、その生活・学習拠点となる学校施設も生まれ変わっていかねばなりません。そこで教育委員会では、昨年8月、本町における学校施設やスポーツ施設などが抱える課題を明らかにするとともに、未来へと継承するための望ましい教育施設づくりの在り方をまとめた「雄武町文教地区教育施設等整備基本方針」を策定しました。

今年度は、この基本方針に基づき、関係機関や地域の方々の意見などを取り入れながら学校施設整備のために、住民とのコンセンサスの形成と新しい学校制度の確立に注力してまいります。

以上、雄武町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げます。

子どもたちは、地域とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して心豊かに成長していきます。「生きる力」の育成のために、地域の子どもたちにどのように育てほしいのか、何を実現していくのかというのを、地域住民や小・中・高、社会教育機関、地元企業等とが目標やビジョンを主体的・創造的な対話を行いながら協働で策定し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を実現することができれば、それが地域創生につながっていくものと考えております。

そのため、これまで実施してきました各種施策を充実させながら取り組んでいくとともに、次代を担う子どもたちが、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、幸福な人生を歩んでいけるよう、教育行政を力強く進めてまいります。

町民の皆様と町議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



海・山・人 ひびきあう町
オホーツク
雄武町



雄武町民憲章（町民の誓い）

雄武町民わたしたちは、オホーツクのきびしい自然を生かし、父祖・先人の労苦を感謝しながら、郷土愛にみちた町づくりと、ひとりひとりのしあわせのため、―すこやかに、なごやかに、まめやかに― 励まし合い、希望と自信をもって、生きがいある生活につとめ、たしかな未来につながる信条をかかげて、朝夕守りとおすことを誓い合います。

- 一、自然を生かし、住みよい環境をつくります。
- 一、きまりを守り、明るい社会をつくります。
- 一、ともに助け合い、楽しい職場をつくります。
- 一、元気に働き、豊かな家庭をつくります。
- 一、希望に生き、たくましい雄武町民となります。

昭和四十六年三月十九日制定